

令和3年4月14日

防犯支部代表者各位

浦安市防犯協会
会長 石川 正 純

令和3年度浦安市防犯協会支部長の推薦について

麗春の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より防犯活動にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、浦安市防犯協会は、関係団体や事業者などの相互協力により、地域や職域、賛同団体において積極的な自主防犯意識の高揚と防犯活動を行うことで、犯罪のない明るい社会をつくることを目的に活動しております。

つきましては、令和3年度の協会運営にあたり、貴団体より防犯支部長を下記のとおり推薦いただきますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 支部長 | 1名 |
| 2 提出期限 | 令和3年5月14日（金） |
| 3 提出先 | 別紙「防犯支部長推薦書」に必要事項を記入し、郵便、メールまたはFAXで下記宛にご提出ください。
※なお、メールでの回答の場合は推薦書の内容をメール本文に記載いただければ結構です。 |
| 4 添付資料 | 浦安市防犯協会会則 |
| 5 その他 | 例年開催しております通常総会につきましては、防犯支部長宛に追って通知いたします。 |

<提出先・問合わせ>

浦安市市民経済部 市民安全課 担当：峰崎、加瀬
〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
電 話：047-712-6590
F A X：047-351-8600
メール：shiminanzen@city.urayasu.lg.jp

令和3年度 防犯支部長推薦書

防犯協会長

団体名 _____

代表者氏名 _____

防犯支部長として、下記のとおり推薦します。

記

※前年度から継続される場合も提出をお願いいたします。

令和3年度防犯支部長	
ふりがな	
氏名	
住所	〒 _____
生年月日	_____年 _____月 _____日 (_____歳)
職業	
自宅電話番号	_____ - _____
携帯電話番号	_____ - _____
メールアドレス	<u>※携帯電話アドレス不可</u> _____ @ _____

<提出先>

浦安市市民経済部 市民安全課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

FAX : 047-351-8600

メール : shiminanzen@city.urayasu.lg.jp

浦安市防犯協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、浦安市防犯協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、浦安警察署内に置く。

2 本会の事務局に、事務員を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体及び事業者の相互の協力により地域、職域において積極的な自主防犯意識の高揚と防犯活動を行い、犯罪のない明るい社会をつくることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯意識の啓発及び普及
- (2) 犯罪の予防警戒及び自主防犯活動の推進
- (3) 青少年の非行防止及び健全育成のための活動
- (4) 防犯施設の整備拡充
- (5) 防犯功労者に対する表彰
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事項

第3章 会員及び組織

(会員)

第5条 本会は、自治会及び協会の目的に賛同し事業を遂行しようとする事業者（以下「事業者」という。）並びに自治会を除く地域的な共同活動を行う団体（以下「賛同団体」という。）の構成員を会員とする。

(組織)

第6条 本会は、地域防犯部及び職域防犯部並びに賛同団体防犯部をもって組織する。

2 各部は、それぞれ支部をもって組織する。

第4章 役員

(役員の種類及び員数)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序に従い、その職務を代行する。

3 会計は、会長の指示を受け、本会の経理を行う。

4 理事は、理事会を構成し、本会の目的を達成するため必要な業務を行う。

5 監事は、本会の活動並びに会計を監査する。

(役員選任)

第9条 役員は、理事の中から理事会で選出し、承認を得るものとする。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は辞任し、又は任期満了した場合においても、後任者が就任するまではその職を行うものとする。

3 役員に欠員が生じたときは、理事会の議を経て後任者を補充できるものとする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第11条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、浦安警察署長及び浦安市長の職にある者を会長が委嘱する。

3 参与は、浦安警察署生活安全課長及び浦安市防犯担当課長の職にある者を会長が委嘱する。

4 顧問及び参与は、本会の事業遂行に関して会長の諮問に応じて意見を述べ、または会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会 議

(種別及び開催)

第12条 本会の会議は、総会及び理事会並びに各部会会議とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、役員及び支部長をもって開催する。

3 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、必要なときに開催する。

4 理事会は必要に応じ開催する。

5 地域防犯部及び職域防犯部並びに賛同団体防犯部は、必要に応じ各部会会議を開催する。

(招集)

第13条 会議は、会長が招集する。

(議長)

第14条 総会及び臨時総会並びに理事会の議長は、会長をもってあてる。

2 各部会会議の議長は、各部会から選出した理事をもってあてる。

(会議の議決)

第15条 会議の議決は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会に附議すべき事項)

第16条 次に掲げる事項は、総会に附議しなければならない。

(1) 会則の改廃に関すること

- (2) 事業報告及び事業計画に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) その他、本会の重要な事項に関すること
(理事会に附議すべき事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会に附議しなければならない。

- (1) 総会に提出する議案に関すること
- (2) 本会の運営に必要な細則の制定または改廃に関すること
- (3) その他、本会の運営に必要な事項に関すること

2 総会を招集するいとまのない時は、理事会の議決をもって総会の議決にかえることができる。

この場合において会長は、次の総会においてこれを報告しなければならない。

(各部会会議に附議すべき事項)

第18条 次に掲げる事項は、各部会会議に附議しなければならない。

- (1) 理事の推薦に関すること
- (2) 各部会ごとの活動に関すること
- (3) その他、各部会の活動に必要な事項に関すること

第6章 防犯指導員及び地域防犯連絡所

(防犯指導員及び地域防犯連絡所)

第19条 本会支部に、防犯指導員及び地域防犯連絡所を置くことができる。

第7章 会 計

(経費)

第20条 本会の運営に必要な経費は、次に掲げるものをもってこれにあてる。

- (1) 市からの補助金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 雑 則

(雑則)

第22条 本会則の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年6月24日一部改正)

この会則は、昭和56年6月24日から施行する。

附 則

この会則は、昭和62年7月15日から施行する。

附 則 (平成7年7月19日一部改正)

この会則は、平成7年7月19日から施行する。

附 則 （平成9年5月30日一部改正）

この会則は、平成9年5月30日から施行する。

附 則 （平成11年5月21日一部改正）

この会則は、平成11年5月21日から施行する。

附 則 （平成14年6月5日一部改正）

この会則は、平成14年6月5日から施行する。

附 則 （平成17年5月23日一部改正）

この会則は、平成17年5月23日から施行する。